

工事契約制度を改正します。
(平成27年4月から実施)

平成27年3月
仙台市契約課

ダンピング防止策として、工事請負契約におけるWTO案件(特例政令適用案件)について、低入札価格調査の基準額を引き上げます。

対象工事

WTO案件(予定価格が20億2千万円以上の案件)

実施内容

当分の間、次のとおり、低入札価格調査の基準額を引き上げます。

調査基準価格

次の合計額を下回った入札について、低入札価格調査を行います。

(現行) 純工事費 × 9.0% + 現場管理費 × 7.0% + 一般管理費 × 5.0%

(改正後) 純工事費 × 9.5% + 現場管理費 × 7.5% + 一般管理費 × 5.5%

特別重点調査適用基準額

を下回り、かつ、次のいずれかを下回った入札について、特別重点調査を行います。

(現行) 純工事費 × 8.5%、現場管理費 × 6.5%、一般管理費 × 4.5%

(改正後) 純工事費 × 9.0%、現場管理費 × 7.0%、一般管理費 × 5.0%

実施時期

平成27年4月発注分から実施します。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022 - 214 - 8125